



2026 年 7 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ズ 企 画 設 計
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 松 本 俊 人
(コード番号：3490 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役執行役員 管理部長 小 尾 誠
(TEL 03-6256-0840)

第三者割当による第7回及び第8回新株予約権（行使価額修正条項選択権付）並びに
第9回新株予約権（行使価額固定型）の発行並びに
新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 8 日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において、第7回乃至第9回新株予約権（以下、文脈に応じて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行、及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、各割当予定先（下記「1. 募集の概要（7）募集又は割当方法（割当予定先）」において定義します。）との間で新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」※）を締結することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	2026 年 7 月 31 日
(2) 発行新株予約権数	3,750 個 第7回新株予約権 1,500 個 第8回新株予約権 1,500 個 第9回新株予約権 750 個
(3) 発行価額	総額 7,425,000 円（第7回新株予約権 1 個当たり 4,240 円、第8回新株予約権 1 個当たり 560 円、第9回新株予約権 1 個当たり 300 円） 但し、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2026 年 7 月 14 日から 2026 年 7 月 16 日の間のいずれかの日（以下「条件決定日」といいます。）において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法（下記「5. 発行条件等の合理性（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」をご参照ください。）と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。 発行価額の総額は、各本新株予約権 1 個当たりの発行価額に、それぞれの本新株予約権の総数を乗じた金額の合計額となります。
(4) 当該発行による潜在株式数	375,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第7回新株予約権 150,000 株 第8回新株予約権 150,000 株 第9回新株予約権 75,000 株 上限行使価額はありません。 第7回新株予約権及び第8回新株予約権の下限行使価額（以下に定義します。）は1,508円（但し、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の各発行要項第11項の規定による調整を受けます。）ですが、下限行使価額においても潜在株式数はそれぞれ150,000株です。 第9回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず、下限行使価額はありません。
(5) 調達資金の額	1,279,425,000 円（差引手取概算額）（注）

(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	＜第7回新株予約権及び第8回新株予約権＞ 当初行使価額は、第7回新株予約権が3,050円、第8回新株予約権が3,500円です。 第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使価額は、当初固定とし、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ（以下「行使価額修正選択権」といいます。）、かかる決定がなされた場合、行使価額は第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行要項に基づき修正されることになります。第7回新株予約権及び第8回新株予約権の各発行要項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を当該新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとします。当該通知が行われた日（同日を含みます。）から起算して10取引日（以下に定義します。）目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、当該新株予約権の各発行要項第12項に定める期間の満了日までの間に行われる当該新株予約権の行使請求については、行使価額は各修正日（以下に定義します。）の直前取引日の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整します。）（以下「発行決議日終値」といいます。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。 第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使価額は、1,508円を下回らないこととします（以下「下限行使価額」といいます。）。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。「修正日」とは、各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいいます。 また、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使価額は、当該新株予約権の各発行要項に従って調整されることがあります。 ＜第9回新株予約権＞ 第9回新株予約権の行使価額は4,000円とします。第9回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず、下限行使価額はありません。 第9回新株予約権の行使価額は、第9回新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	マッコーリー・バンク・リミテッド（以下単に「マッコーリー」といいます。）及び株式会社ヒトプラン（以下、マッコーリー及び株式会社ヒトプランを個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）に対して、第三者割当の方法によって行います。 第7回新株予約権 : マッコーリー・バンク・リミテッド 第8回新株予約権 : マッコーリー・バンク・リミテッド 第9回新株予約権 : 株式会社ヒトプラン
(8) 新株予約権の行使期間	2026年8月3日から2029年8月3日までとします。
(9) その他	1) 当社は、各割当予定先との間で、本新株予約権に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権

	に係る買取契約（以下、マッコーリーとの間で締結する買取契約を「本買取契約（マッコーリー）」、株式会社ヒトプランとの間で締結する買取契約を「本買取契約（ヒトプラン）」といい、本買取契約（マッコーリー）及び本買取契約（ヒトプラン）を、個別に又は総称して「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。 2) 本買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。
--	---

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額に相当する金額（10,500,000円）を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の発行金額の総額については、発行決議日の直前取引日の取引所終値等の数値を前提として算定した見込額であり、本新株予約権の最終的な発行価額は条件決定日に決定されます。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

※ ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」

本新株予約権については、ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」を採用しております。この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を定め、これを行使価額として設定した新株予約権です。これは、将来の株価上昇を見越し、異なる行使価額によって、段階的に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。

※ 本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に全ての条件を決定します。

しかし、今回の資金調達においては、発行決議日と同日に、2027年2月期第1四半期決算短信及び中期経営計画を公表しており、これに対する市場による受け止め方いかんによっては、発行決議日以降の当社の株価に影響があり得ると考えております。このような状況下において、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定を行う必要があると考えております。すなわち、発行決議日以降に株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件を決定することがより適切であると考えております（なお、株価が下落した場合には、かかる下落は反映されません。詳細は下記「※本新株予約権の発行価額の決定方法」に記載のとおりです。）。

なお、2027年2月期第1四半期決算短信及び中期経営計画に関する詳細につきましては、発行決議日付で別途公表されております「2027年2月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」及び「新中期経営計画について／新株予約権発行に関する補足説明資料」をご参照ください。

※ 本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「5. 発行条件等の合理性（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。本日（発行決議日）の発行決議に際して発行決議日の直前取引日の取引所の終値等を前提としてかかる算定を行い決定した発行価額が、第7回新株予約権1個につき金4,240円、第8回新株予約権1個につき金560円、第9回新株予約権1個につき金300円という金額です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日（発行決議日）以降の株価の値動きが反映されておられません。そこで、条件決定日の直前取引日時点において、下記「5. 発行条件等の合理性（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」に記載されている方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日（発行決議日）以降の株価の上昇等を理由として、第7回新株予約権1個につき金4,240円、第8回新株予約権1個につき金560円、第9回新株予約権1個につき金300円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を、それぞれの本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日（発行決議日）以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が第7回新株予約権1個につき金4,240円、第8回新株予約権1個につき金560円、

第9回新株予約権1個につき金300円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は、第7回新株予約権1個につき金4,240円、第8回新株予約権1個につき金560円、第9回新株予約権1個につき金300円のままで据え置かれます。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日において本新株予約権の価値が上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個当たりの発行価額が、本日（発行決議日）現在の価値（第7回新株予約権1個につき金4,240円、第8回新株予約権1個につき金560円、第9回新株予約権1個につき金300円）を下回って決定されることはありません。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達のための主な目的

当社グループは、「空室のない元気な街を創る」を企業理念に掲げ、首都圏エリアを中心に不動産販売事業、不動産賃貸事業、及び不動産管理事業を展開しております。現在、中期経営計画（2025年2月期～2027年2月期）の推進において、「営業利益」の向上を重視した経営に取り組み、取扱物件の大型化や多様化、ストック収益の拡充などの成長戦略を加速させております。

今般の第三者割当による本新株予約権の発行による資金調達（以下「本資金調達」といいます。）は、これら中期経営計画に掲げる各施策をより確実かつ迅速に遂行し、中長期的な企業価値及び株式価値の向上を図るための資本基盤の拡充を主たる目的としております。

具体的な資金の使途といたしましては、以下の2つの成長投資へ機動的に充当する方針です。

① 不動産販売事業における販売用不動産の仕入資金

主力の不動産販売事業におけるさらなる売上高の拡大と利益の積み上げを目指し、当社の強みである空室改善力やリノベーションノウハウを最大限に活かせる「中古の一棟収益不動産」、機動的な展開が可能な「区分所有不動産」、及び「不動産開発事業のための用地」など、マーケット環境に適合した多様な販売用不動産を網羅的かつ機動的に仕入れるための原資（金融機関からの借入金に対する頭金（自己資金）部分を含みます。）に充当いたします。

② M&A 又は戦略的提携のための成長投資資金

持続的成長の加速、及び非連続的な事業拡大・安定的なストック収益基盤の拡充を目的として、中期経営計画において重点ターゲット領域として設定している10分野（仕入・販売網の強化、バリューアップノウハウの獲得、AM・PM等のストックビジネスの拡充、及びAI・DXによる業務効率化等）を中心に、当社事業との高い親和性やシナジーが見込まれる企業へのM&A資金、資本業務提携に伴う出資資金等に充当します。なお、前期（2025年9月）に実施した株式会社富士ホームの完全子会社化（M&A）による不動産管理事業の拡大成功モデルをベースに、さらなる戦略的投資を推進してまいります。

これらを通じて、当社グループは財務健全性を維持しながら有利な有利子負債の調達余力（資本バッファ）を確保・拡大し、株主の皆様への還元強化と持続的な利益成長の両立を一層強固なものとしてまいります。

なお、2025年5月7日に発行した第5回新株予約権及び第6回新株予約権は、それぞれ2025年10月に割当先による行使が完了しております。第5回新株予約権及び第6回新株予約権によって調達した資金の額は728百万円であり、そのうち428百万円を、当初の予定どおり不動産開発資金として充当済みです。また、M&A又は戦略的提携のための成長投資資金として現時点で139百万円を充当済みです。現在、当社グループでは、複数のM&A又は戦略的提携案件につき検討を順次進めており、未充当のM&A又は戦略的提携関連資金160百万円につきましては、第6回新株予約権の支出予定時期である2028年5月までを目標として、案件が成立又は確定し次第、M&A又は戦略的提携関連資金として充当予定です。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融による調達の状況及び見通し、当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。当該検討の過程で、下記「(3) 本資金調達の特徴 <他の資金調達方法との比較>」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「(3) 本資金調達の特徴」に記載の「<メリット>」及び「<デメリット>」を総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権の発行による資金調達を採用することといたしました。

当社は、上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載の資金需要に対応するために、各種の資金調達方法について検討を行った結果、本資金調達を選択することといたしました。

(3) 本資金調達の特徴

本資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当てることにより、割当予定先による本新株予約権の行使に伴う段階的な資金調達による資本の拡充を目的とするものです。

様々な資金調達手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかを主軸に検討を行い、以下に記載した「＜デメリット＞」及び「＜他の資金調達方法との比較＞」を踏まえ、本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断いたしました。

＜メリット＞

① 固定行使価額（ターゲット株価）による調達

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を3回のシリーズに分け、予め将来の株価上昇を見込んで3通りの行使価額を設定しております。3通りの行使価額の設定は、株価が上昇したタイミングで予め設定したターゲット株価で資金調達を達成し、調達した資金を用いて当社企業価値を向上させることにより、更なる株価上昇と次のターゲット株価における資金調達を目指す、というサイクルを企図しております。

なお、第7回新株予約権及び第8回新株予約権について、行使価額は原則として当初行使価額に固定されますが、当社株価が当初行使価額を下回る状況においても第7回新株予約権及び第8回新株予約権が行使される可能性を高めるため、当社取締役会が必要と判断し、行使価額修正選択権の行使を決議した場合には、行使価額が修正される設計となっています。この設計により、仮に当社株価が低迷した場合に第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使が進まないリスクを低減することができると同時に、当社株価が大きく上昇した場合においても、行使価額修正選択権の行使により調達額を増額することが可能となります。第7回新株予約権又は第8回新株予約権について、行使価額修正に係る取締役会決議を行った場合には速やかに開示いたします。

② 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権の発行要項に示される合計375,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

③ 取得条項

本新株予約権について、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、15取引日前までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できる他、資本政策の柔軟性が確保できます。

④ 資金調達のスタンバイ（時間軸調整効果）

株式及び新株予約権の発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価が目標価格に達してから準備を開始しても、発行まで数週間を要し、かつその期間中の株価変動等により、当該目標株価における機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれの当初行使価額を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、当該当初行使価額における資金調達をスタンバイさせることができます。

⑤ 不行使期間

本買取契約（マッコーリー）において、不行使期間が定められる予定です。当社は、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使期間中、マッコーリーが当該新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」といいます。）を合計4回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以

下とします。当社はマッコーリーに対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知をすることにより、不行使期間を設定することができます。また、各不行使期間の間は少なくとも5取引日空けることとします。これにより、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合において当社が不行使期間を設定することや当社の判断で株価への影響を抑えることが可能となります。また、当社は、マッコーリーに対して通知することにより、不行使期間を短縮することができます。なお、第7回新株予約権又は第8回新株予約権の発行要項第14項第(1)号又は第(2)号に基づく通知がなされた後取得日までの期間には、不行使期間を定めることはできません。不行使期間については、当社の株価動向等に鑑み定める予定です。当社がマッコーリーに対して不行使期間を定める通知又は不行使期間を短縮する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

⑥ 譲渡制限

本買取契約において、譲渡制限が定められる予定です。本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ、各本買取契約において譲渡制限が付される予定であり、当社取締役会の事前の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません（但し、第7回新株予約権及び第8回新株予約権については、マッコーリーの関連会社に譲渡される場合を除きます。）。また、本買取契約（ヒトプラン）において、株式会社ヒトプランは、当社取締役会の承認がない限り、第9回新株予約権の行使により取得した当社普通株式について、発行済株式総数に対する割合にして5%を超える当社普通株式を一度に市場外取引によって第三者に譲渡することができない旨を定める予定です。

<デメリット>

① 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

② 株価下落・低迷時に行使が進まない可能性

本新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使個数を乗じた金額の資金調達が達成されます。本新株予約権の行使価額は、当社の希望により、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されており、当社株価がこれらの行使価額を下回って推移した場合は本新株予約権者による権利行使がされず、資金調達ができない可能性があります。

③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先のうち、マッコーリーの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、同社が第7回新株予約権及び第8回新株予約権を行使して取得した株式を市場売却することを前提としており、現在の当社普通株式の流動性に鑑みると、マッコーリーによる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 希薄化

本新株予約権の行使が進んだ場合、合計375,000株の新株式が交付される可能性があり、既存株式の希薄化が生じることになります。

⑤ エクイティ性証券の発行の制限

本買取契約（マッコーリー）において、エクイティ性証券の発行の制限が定められる予定です。当社は、本買取契約（マッコーリー）締結日から、1）第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使期間の満了日、2）当該満了日以前に第7回新株予約権及び第8回新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、3）当社がマッコーリーの保有する第7回新株予約権及び第8回新株予約権の全部を取得した日、及び4）本買取契約（マッコーリー）が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、マッコーリーの事前の書面による同意がない限り、原則として、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはなりません。詳細については、下記「6. 割当予定先の選定理由等（7）ロックアップについて」をご参照ください。

⑥ 買取請求

（ア）マッコーリー

本買取契約（マッコーリー）には、マッコーリーは、一定の条件を満たした場合、それ以後いつでも、

その選択により、当社に対して書面で通知することにより、第7回新株予約権又は第8回新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。一定の条件とは、以下の事由のいずれかが存在する場合をいいます。

- (i) いずれかの取引日において、当該取引日（同日を含みます。）を末日とする20連続取引日間の取引所における当社普通株式の普通取引の出来高加重平均価格の単純平均値（但し、当該20連続取引日中に当社普通株式の分割、無償割当て又は併合により株式数が調整される場合には、当該株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）が、2026年7月7日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%（1,508円）（但し、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の各発行要項第11項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）を下回った場合
- (ii) いずれかの取引日において、当該取引日に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買代金が、2026年7月7日（同日を含みます。）に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買代金の50%（1,329,918円）を下回った場合

(iii) 取引所における当社普通株式の取引が5連続取引日以上にわたって停止された場合

マッコーリーにより買取請求がなされた場合、当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日の日（但し、当該新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日）において、当該新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る新株予約権の全部を買い取ります。マッコーリーが当社に対して第7回新株予約権又は第8回新株予約権の買取請求を行った場合には、当該新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、当該新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要となることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

(イ) 株式会社ヒトプラン

本買取契約（ヒトプラン）には、株式会社ヒトプランは、一定の条件を満たした場合、それ以後第9回新株予約権の行使期間の満了日までいつでも、その選択により、当社に対して、当社による取得日の5取引日前までに通知することにより、第9回新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。一定の条件とは、以下の事由のいずれかが存在する場合をいいます。

- (i) 第9回新株予約権の行使期間の末日の1か月前の時点で、未行使の第9回新株予約権を保有している場合
- (ii) 当社の発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合

株式会社ヒトプランにより買取請求がなされた場合、当社は、第9回新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る新株予約権の全部を買い取ります。株式会社ヒトプランが当社に対してかかる買取請求を行った場合には、第9回新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、第9回新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要となることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

<他の資金調達方法との比較>

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

① 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

② 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化への懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主

の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

③ 新株発行による第三者割当増資

第三者割当による新株発行は、即時の資金調達の有効な手法となりえますが、公募増資と同様、発行と同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考え、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

④ MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、上記②の株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではないため、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

⑥ 社債又は借入による資金調達

低金利環境が継続する中、負債調達における調達環境は良好であるものの、社債又は借入による資金調達では、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性が低下する可能性があることから、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	1, 289, 925, 000円
発行諸費用の概算額	10, 500, 000円
差引手取概算額	1, 279, 425, 000円

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計であります。上記差引手取概算額は、上記払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、新株予約権公正価値算定費用、割当予定先の調査費用、司法書士費用及び登記費用等の合計額であります。
3. 本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における取引所終値等の数値を前提として算定した見込額です。本新株予約権の最終的な発行価額は条件決定日に決定されます。
4. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行によって調達する資金の額は、上記のとおり約1,279百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 不動産販売事業における販売用不動産の仕入資金	979	2026 年 8 月～2029 年 8 月
② M&A又は戦略的提携のための成長投資資金	300	2026 年 8 月～2029 年 8 月
合計	1, 279	

（注）調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する計画です。

それぞれの具体的な使途の内容は以下のとおりです。資金使途を変更することを決定した場合には速やかにお知らせします（なお、本買取契約（マッコーリー）において、第7回新株予約権及び第8回新株予約権による調達資金をこれらの使途以外の方法で使用する場合には、マッコーリーと事前に協議し、書面による承諾を得る必要がある旨定める予定です。）。

① 不動産販売事業における販売用不動産の仕入資金（979 百万円）

当社グループのコア事業である不動産販売事業において、中期経営計画に掲げる成長戦略である「取扱物件の大型化」及び「商品種別の多様化」を推進し、さらなる売上高の拡大と利益の積上げを図るため、販売用不動産の取得資金（手元資金又は金融機関からの借入金に対する頭金（自己資金）部分を含みます。）として充当いたします。具体的には、主に東京を中心とした首都圏エリアをターゲットとし、当社の強みである空室改善力やリノベーションノウハウを活かせる「中古の一棟収益不動産（レジデンス、オフィス、店舗等）」、機動的な展開が可能な「区分所有不動産」、及び自社で建物を企画・建設する「不動産開発事業のための用地」など、マーケット環境や投資家ニーズに適合する多様な販売用不動産を網羅的かつ機動的に仕入れるために活用します。1 案件あたりの投資金額は数億円から十数億円規模を想定しており、今回の調達資金を機動的な仕入活動の原資とすることで、優良な投資機会を確実に捉え、中長期的な収益力強化及び企業価値向上を目指します。

② M&A 又は戦略的提携のための成長投資資金（300 百万円）

当社グループの持続的成長の加速、及び非連続的な事業拡大・安定的なストック収益基盤の拡充を目的とした成長投資資金として充当いたします。当社グループは、中期経営計画に掲げる「社外との連携に向けた取組み」の一環として M&A 戦略を推進しており、前期（2025 年 9 月）においては、東京・浅草エリアを中心に強固な顧客基盤と長年の歴史を有する株式会社富士ホームの全株式を取得し、完全子会社化いたしました。同社の M&A により、同社が有する優良な不動産管理物件からのストック収入の取り込み、及び不動産オーナー様とのリレーション拡大に成功しており、当社のコア事業である都心の収益不動産売買や賃貸、管理事業との間で高いシナジー効果を発揮し、不動産管理事業の拡大・強化を実現しております。

今般調達する資金については、この株式会社富士ホームの M&A 成功モデルをさらに横展開・加速させるための原資として活用いたします。具体的には、中期経営計画において重点ターゲット領域として設定している 10 分野（仕入・販売網の強化、バリューアップノウハウの獲得、AM・PM 等のストックビジネスの拡充、及び AI・DX による業務効率化等）を中心に、当社事業との高い親和性やシナジーが見込まれる企業への M&A 資金、資本業務提携に伴う出資資金、又はジョイントベンチャー設立資金等に充当します。今回の調達資金の活用にあたっては、候補先の選定・調査に要するデューデリジェンス費用や財務アドバイザー費用等の関連諸費用も含みます。2025 年 9 月の株式会社富士ホーム完全子会社の実績に裏付けられた確かな選定眼のもと、変化の激しい不動産マーケットにおいて機動的かつ有利にネゴシエーションを進め、中長期的な企業価値向上へと繋げてまいります。なお、候補企業が、当社の投資基準を満たさない等の戦略的理由、又は M&A 交渉の進捗状況等により、上記予定時期までに当該資金の全部又は一部が M&A へ充当されなかった場合には、当該未充当資金の全額を、新中期経営計画におけるコア戦略である「不動産販売事業（当社及び子会社である株式会社富士ホーム）における販売用不動産（都心大型物件及び中小型物件の在庫）の仕入原資」として充当する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回の第三者割当により調達する資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使

途に充当することで、中長期的な企業価値の向上を図ることができると見込んでおります。よって、当該資金使途は、当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

上記「1. 募集の概要 ※本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨」に記載のとおり、今般の発行においては、同時に2027年2月期第1四半期決算短信及び中期経営計画を公表しており、当該公表を受けての値動きを予測することは困難であるといえます。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本日（発行決議日）時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定する予定です。

上記に従って、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び各割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（本社：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：野口 真人）に依頼しました。当社は、本新株予約権の発行要項及び本買取契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に、当該算定機関が算定した結果を参考として、発行決議日時点の本新株予約権の1個の払込金額を、第7回新株予約権1個につき当該算定結果と同額の4,240円、第8回新株予約権1個につき当該算定結果と同額の560円、第9回新株予約権1個につき当該算定結果と同額の300円としました。

また、各本新株予約権の行使価額は、発行決議日と同日付で公表いたしました「新中期経営計画について／新株予約権発行に関する補足説明資料」において掲げた業績目標達成による中長期的な企業価値・株価向上へのコミットメント及びその実現可能性を総合的に勘案するとともに、当社の資金需要、希薄化の規模及び現状の株価を考慮した行使の蓋然性並びに当社が経営指標として定める2027年2月期以降の当期純利益、想定PER、PBR、目標株価及び目標時価総額等を考慮して割当予定先との間で協議した結果、第7回新株予約権は、当初、2026年7月7日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の101.16%に相当する額である3,050円とし、第8回新株予約権は、当初、2026年7月7日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の116.09%に相当する額である3,500円とし、第9回新株予約権は、2026年7月7日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の132.67%に相当する額である4,000円としました。すなわち、第7回新株予約権については、当社の直近の資金需要額を確保し、かつ割当予定先であるマッコーリーによる行使が早期に行われることを期待できる金額として、発行決議日の直前営業日までの直前6か月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値（円未満切捨て）である2,897円を上回る3,050円を行使価額と決定しました。また、第8回新株予約権及び第9回新株予約権については、行使期間である3年間の中で当社が持続的な成長を果たした各段階において割当予定先による行使が行われることを期待しつつ、過度に高い水準に行使価額を設定すると割当予定先による行使の蓋然性が確保できなくなることも考慮し、第7回新株予約権の行使価額から段階的に成長した企業価値を反映する金額として、それぞれ3,500円と4,000円を行使価額として決定いたしました。このように、現在の市場実勢株価に対して段階的なプレミアムを付した意欲的な目標株価を設定することで、当社の持続的成長に伴う「株価の上昇（企業価値の向上）」のプロセスと、新中期経営計画の戦略を加速させる「資本増強」のタイミングを連動させております。これにより、各本新株予約権の行使価額は、株価低迷期における不適切な株式発行を構造的に排除し、既存株主の皆様の利益を最大限に保護しながら、企業価値を最大化していく財務戦略として設計されております。また、第7回新株予約権及び第8回新株予約権について行使価額修正選択権が行使された場合における行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、マッコーリーとの間での協議を経て8%としておりますが、下限行使価額が発行決議日の直前取引日終値の50%に相当する金額に設定されており、類似の新株予約権の発行例と比べても特に不合理な水準ではないと考えております。なお、各本新株予約権の当初行使価額については、当社の株価、事業、財政状態及び経営成績についての割当予定先の見通しを示すものではありません。当該算定機関は当社と顧問契約関係になく、

当社経営陣から一定程度独立していると認められるとともに、割当予定先から独立した立場で評価を行っております。また、当該算定機関は、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、配当利回り、無リスク利子率及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、さらに割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等についても一定の前提の下で行使期間にわたって、一様に分散的な権利行使がなされることを仮定しております。なお、当社及び当社監査等委員会による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の発行価額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、上記「2. 募集の目的及び理由（2）資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案し検討した結果、上記の本新株予約権の払込金額の決定方法は既存株主の利益に配慮した合理的方法であると考えております。

なお、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当該決定方法に基づき本新株予約権の発行価額を決定するとした取締役会の判断については、法令に違反しておらず適法であるという趣旨の意見を得ております。

また、当社代表取締役である松本俊人氏は、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行条件等に関するマッコーリーとの協議及び当社における協議・決議の場に参加しておりますが、第9回新株予約権の発行条件等に関しては、特別利害関係者に該当するため、当社における協議・決議の場には参加しておりません。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

全ての本新株予約権が行使された場合の新規発行株式数は合計 375,000 株（議決権数 3,750 個）であり、2026 年 2 月 28 日現在の当社発行済株式総数 1,508,000 株及び総議決権数 15,064 個を分母とする希薄化率は 24.87%（議決権ベース 24.89%）となる見込みです。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社の普通株式数 375,000 株に対し、当社過去 6 か月間（2026 年 1 月から 2026 年 6 月まで）における 1 日当たり平均出来高は 2,682 株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である 3 年間（年間取引日数：246 日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大となった場合、1 日当たりの売却数量は約 508 株であり、上記過去 6 か月間における 1 日あたりの平均出来高の 18.94%にとどまることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有しており、本新株予約権の行使により交付された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって十分に吸収可能であると判断しております。

また、本資金調達は当社及び当社の既存株主の皆様にとっても、本新株予約権について当社が不行使期間を指定できることから新株予約権の行使のタイミングについてある程度のコントロールが可能であり、急激な発行株式数の増加を防止し得る点では一定の優位性があり、この資金調達により当社の成長戦略を後押し、結果的に企業価値の向上に寄与することから、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。当社といたしましては、今回の第三者割当による新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が乏しくなった場合、又は本新株予約権よりも有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

以上の点を勘案し、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① マッコーリー

① 名 称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)		
② 所 在 地	Level 1, 1 Elizabeth Street, Sydney NSW 2000, Australia		
③ 代表者の役職・氏名	会長 G. R. スティーブン AC (G.R. Stevens AC) CEO S. グリーン (S. Green)		
④ 事 業 内 容	商業銀行		
⑤ 資 本 金	10,264 百万豪ドル (連結) (1,125,756 百万円/2026 年 3 月 31 日現在)		
⑥ 設 立 年 月 日	1983 年 4 月 26 日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	普通株式 696,603,664 株 (2026 年 3 月 31 日現在)		
⑧ 決 算 期	3 月 31 日		
⑨ 従 業 員 数	15,101 人 (2026 年 3 月 31 日現在)		
⑩ 主 要 取 引 先	個人及び法人		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	—		
⑫ 大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd. 100%		
⑬ 当 事 会 社 間 の 関 係			
資 本 関 係	該当事項ありません。		
人 的 関 係	該当事項ありません。		
取 引 関 係	該当事項ありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項ありません。		
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
連 結 純 資 産	2,108,380 百万円	2,160,088 百万円	2,695,934 百万円
連 結 総 資 産	33,543,473 百万円	35,259,517 百万円	50,790,724 百万円
1 株当たり連結純資産(円)	3,026.66	3,100.89	3,870.11
連 結 純 収 益	1,140,523 百万円	1,120,122 百万円	1,655,620 百万円
連 結 営 業 利 益	401,836 百万円	417,321 百万円	778,838 百万円
連 結 当 期 利 益	287,152 百万円	323,727 百万円	659,286 百万円
1 株当たり連結当期純利益(円)	412.22	464.72	946.43
1 株 当 た り 配 当 金 (円)	294.30	300.01	558.95

(注) 上記の「最近 3 年間の経営成績及び財政状態」に記載の金額は、便宜上、2024 年 3 月期は、2024 年 3 月 29 日現在の外国為替相場の仲値である 1 豪ドル=98.61 円、2025 年 3 月期は、2025 年 3 月 31 日現在の外国為替相場の仲値である 1 豪ドル=93.97 円、2026 年 3 月期は、2026 年 3 月 31 日現在の外国為替相場の仲値である 1 豪ドル=109.68 円に換算し記載しております。

② 株式会社ヒトプラン

① 名 称	株式会社ヒトプラン
② 所 在 地	埼玉県川口市戸塚一丁目 5 番 18 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 松本 茂美
④ 事 業 内 容	有価証券の保有、不動産の売買・保有・賃貸及び管理、これらに付帯又は関連する一切の業務
⑤ 資 本 金	38 百万円 (2026 年 3 月 31 日現在)

⑥	設 立 年 月 日	2014 年 6 月 10 日		
⑦	発 行 済 株 式 数	普通株式 388,464 株 (2026 年 3 月 31 日現在)		
⑧	決 算 期	3 月 31 日		
⑨	従 業 員 数	0 人 (2026 年 3 月 31 日現在)		
⑩	主 要 取 引 先	個人及び法人		
⑪	主 要 取 引 銀 行	三菱UFJ 銀行、千葉銀行		
⑫	大株主及び持株比率	松本 俊人 98.46%		
⑬	当 事 会 社 間 の 関 係			
	資 本 関 係	当社の普通株式 200,000 株を保有しております。(当該会社は、当社の代表取締役松本俊人の資産管理会社であり、松本俊人が保有する株式数 536,000 株を合算すると 736,000 株となります。)		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、直接的な人的関係はありません。なお、当該会社は当社の代表取締役である松本俊人の資産管理会社であり、当社の代表取締役である松本俊人の近親者が、当該会社の取締役を兼任しております。		
	取 引 関 係	該当事項ありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の代表取締役である松本俊人が議決権の過半数を直接保有する会社であるため、当社の関連当事者に該当いたします。		
⑭	最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
	純 資 産	39 百万円	37 百万円	29 百万円
	総 資 産	143 百万円	157 百万円	455 百万円
	1 株 当 たり 純 資 産 (円)	100.51	95.60	75.84
	純 収 益	—	0 百万円	7 百万円
	営 業 利 益	△ 1 百万円	△ 6 百万円	△ 15 百万円
	当 期 利 益	△ 0 百万円	△ 1 百万円	△ 7 百万円
	1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	△ 0.15	△ 4.91	△ 19.75
	1 株 当 たり 配 当 金 (円)	—	—	—

(2) 割当予定先を選定した理由

① マッコーリー

当社は、本資金調達における資金調達方法の検討にあたり、既存株主への影響に加え、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当できる資金を調達することができるか否かを検討していたところ、複数の証券会社及び金融機関から資金調達手法に関する提案を受けておりました。その中で、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社より、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当予定先とする行使価額修正条項付新株予約権を含む資金調達スキームの提案を受けました。

当該提案について検討した結果、①マッコーリー・グループが豪州証券取引所 (ASX) に上場するグローバル金融グループであり、オーストラリア健全性規制庁 (APRA) の監督下にあること、②日本市場において 20 年以上にわたり資金調達及び資本ソリューション業務を展開しており、日本の上場企業に対する新株予約権の第三者割当による資金調達において豊富な実績を有していること、③当社の資金需要の規模・時期及び株価への影響等を総合的に考慮した柔軟なスキーム設計が提案されたこと、④払込みに必要な十分な財務基盤を有していること、を総合的に勘案し、マッコーリー・バンク・リミテッドを第 7 回新株予約権及び第 8 回新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

(注) マッコーリー・バンク・リミテッドに対する本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

② 株式会社ヒトプラン

第9回新株予約権については、当社代表取締役である松本俊人の資産管理会社である株式会社ヒトプランを割当予定先としております。

第9回新株予約権の発行は、同社の実質的オーナーである当社代表取締役松本俊人が、今後も引き続き当社の持続的成長及び中期経営計画の達成に向けて陣頭指揮を執り、当社グループの中長期的な企業価値向上に対して強いコミットメント（経営責任）を示すことを主たる目的としております。

割当予定先である株式会社ヒトプランは、松本俊人が議決権の過半数（98.46%）を直接保有する資産管理会社であり、同氏と実質的に同一主体と認められる法人です。同社が一定の資本を投入し、本資金調達における引受手の一部（固定行使価額型）となることは、代表取締役としての企業経営の責任を果たす観点、及び既存株主の皆様と一蓮托生で株価上昇（株式価値の向上）を目指すという観点からも極めて適切であると判断いたしました。

また、第9回新株予約権の発行条件及び内容は、一般的な新株予約権発行の条件から逸脱するものではなく適切であり、発行価額についても第三者算定機関が算定した公正価値と同額で決定されるものであること、さらに利益相反を回避するため、その発行に係る取締役会の審議及び決議には当社代表取締役松本俊人は参加していないこと等に鑑み、当社の株主の皆様にとって不利益なものではなく、合理的なものであると判断し、株式会社ヒトプランを割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

① マッコーリー

マッコーリーの斡旋を行う同社のグループ会社であり、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社を通じた、当社とマッコーリーとの協議において、同社の保有方針は純投資であり、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、適宜判断の上、比較的短期で売却を目指すものの、運用に際しては市場の影響に常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、第7回新株予約権及び第8回新株予約権について、当社とマッコーリーとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本買取契約（マッコーリー）を締結する予定です。

また、本買取契約（マッコーリー）において、当社とマッコーリーは、第7回新株予約権及び第8回新株予約権について、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中にマッコーリーが第7回新株予約権又は第8回新株予約権を行使することにより取得される株式数の合計が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限するよう措置を講じる予定です。

具体的には、以下の内容を本買取契約（マッコーリー）において合意する予定です。

- ① マッコーリーが制限超過行使を行わないこと
- ② マッコーリーが第7回新株予約権又は第8回新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、当該新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと
- ③ マッコーリーが第7回新株予約権又は第8回新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること
- ④ マッコーリーは、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること
- ⑤ 当社はマッコーリーによる制限超過行使を行わせないこと
- ⑥ 当社は、マッコーリーからの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含みます。）との間で、当社とマッコーリーが合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと

② 株式会社ヒトプラン

当社は、当社代表取締役である松本氏の資産管理会社である株式会社ヒトプランより、今後も松本氏が引き続き当社代表取締役として当社経営を遂行し、当社グループの中長期的な企業価値向上にコミットしていく観点から、第9回新株予約権の行使により取得する当社株式については中長期的に保有する方針であることを口頭で確認しており、その旨を本買取契約（ヒトプラン）で定める予定です。なお、第9回新株予約権について、当社と株式会社ヒトプランとの間で、本有価証券届出書の効力発生後、本買取契約（ヒトプラン）を締結する予定です。また、第9回新株予約権は、行使価額が修正されない固定行使価額型の新株予約権であり、上記制限超過行使に係る定めはありません。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① マッコーリー

当社は、マッコーリーの2026年3月期のアニュアルレポート（豪州の平成13年（2001年）会社法（英名：Corporations Act 2001）に基づく資料）により、2026年3月31日現在の割当予定先における連結ベースでの現金及び現金同等物が55,532百万豪ドル（円換算額：6,090,749百万円）、参照為替レート：109.68円（株式会社三菱UFJ銀行2026年3月31日時点仲値）であることを確認しており、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の払込み及び行使に必要なかつ十分な資金を有していると認められることから、当該払込み及び行使に支障はないと判断しております。なお、2026年4月1日以降、マッコーリーにおいて、その財務状況に大きな変更がないことを口頭にて確認しております。

② 株式会社ヒトプラン

当社は、割当予定先である株式会社ヒトプランに係る2026年3月31日付預金口座残高証明書の写しを受領し、第9回新株予約権の払込みに要する資金及び第9回新株予約権の一部の行使に要する資金に相当する資産を保有していることを確認いたしました。残りの第9回新株予約権を行使するために必要な資金につきましては、同社より、発行決議日時点で金融機関との事前協議はないものの、同社と実質的に同一主体である当社代表取締役松本氏による第6回新株予約権の行使に際しての借入実績に基づいて、金融機関からの借入金を利用する予定であり、上記資産残高と併せて第9回新株予約権の全部の行使に要する資金を確保できる見込みである旨を口頭で確認しております。このように、同社は金融機関からの借入金を利用して第9回新株予約権の行使に必要な資金を確保する予定とのことですが、同社の資金確保の状況によっては第9回新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性があります。その場合においても、当社による取引金融機関からの銀行借入等の代替選択肢によって不足額を補い、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当する予定です。また、第9回新株予約権が一部しか行使されない場合であっても、第9回新株予約権の一部行使による確実な資本増強は、当社の自己資本基盤をより強固なものとし、金融機関からの融資（デット調達）のキャパシティをさらに拡大して新中期経営計画の成長スピードを加速させるために、重要な戦略的意義を持つものと認識しております。

以上より、各割当予定先について、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

（5）割当予定先の実態

① マッコーリー

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所（ASX）に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁 APRA（Australian Prudential Regulation Authority）の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。日本においては、マッコーリーの関連会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、マッコーリーの属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社はマッコーリーの担当者との面談によるヒアリング及びAPRA ホームページ、マッコーリーのアニュアルレポート等で確

認しております。また、マッコーリー、その役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、マッコーリーからその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、マッコーリー並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を取引所に提出しております。

② 株式会社ヒトプラン

当社は、当社の代表取締役社長である松本氏から、株式会社ヒトプランは、同氏が代表取締役を兼務する同氏の資産管理会社であり、同社が反社会的勢力とは無関係である旨聴取しております。また、当社は、同氏に、株式会社ヒトプランが反社会的勢力と関係を有する取引先及び従業員を有していないことを、口頭で確認しています。さらに、株式会社トクチョー（東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号 フジスタービルディング日本橋9階、代表取締役：荒川一枝）から、株式会社ヒトプランによる反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を2026年6月12日に受領しております。以上に基づき、株式会社ヒトプランが反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を取引所に提出しています。

（6）株券貸借に関する契約

第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に伴い、マッコーリーは、当社代表取締役の松本俊人氏より当社普通株式について借株（貸借株数上限：61,000株）を行う予定です。マッコーリーは、マッコーリーが第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行いません。

（7）ロックアップについて

本買取契約（マッコーリー）において、以下の内容が合意される予定です。本買取契約（マッコーリー）の締結日から、①第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使期間の満了日、②当該満了日以前に第7回新株予約権及び第8回新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、③当社がマッコーリーの保有する第7回新株予約権及び第8回新株予約権の全部を取得した日、並びに④本買取契約（マッコーリー）が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、マッコーリーの事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはなりません。

但し、①本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付、②株式分割又は株式無償割当に伴う当社の株式の交付、③吸収分割、株式交換、株式交付及び合併に伴う当社の株式の交付、④当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。）又は株式交付信託制度に基づき株式を交付する場合、並びに⑤当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携若しくは資本提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携又は資本提携を行うものでもない場合に限り、）を除きます。

7. 募集後の大株主及び持株比率

割当前		割当後	
松本 俊人	35.55%	松本 俊人	28.47%
株式会社ヒトプラン	13.26%	株式会社ヒトプラン	14.61%
脇田 栄一	1.96%	脇田 栄一	1.57%
木原 直哉	1.27%	木原 直哉	1.01%
新沼 吾史	0.81%	新沼 吾史	0.65%
今 秀信	0.53%	今 秀信	0.42%
小尾 誠	0.53%	小尾 誠	0.42%
茅野 高志	0.33%	茅野 高志	0.27%
BARCLAYS CAPITAL	0.32%	BARCLAYS CAPITA	0.25%

SECURITIES LIMITED (常任代理人 バークレイズ証券株式会社)		L SECURITIES LIMITED (常任代理人 バークレイズ証券株式会社)	
佐藤 充洋	0.31%	佐藤 充洋	0.24%

- (注) 1. 持株比率は2026年2月28日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
3. マッコーリーの第7回新株予約権及び第8回新株予約権の保有目的は純投資であり、同社は、取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、マッコーリーによる当社普通株式の長期保有は約束されておりませんので、割当後の大株主及び持株比率にマッコーリーは記載しておりません。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、2027年2月期連結業績に与える影響は軽微であります、開示の必要が生じた場合には速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

今般の第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

決算期	2024年2月期	2025年2月期	2026年2月期
売上高(千円)	11,506,543	12,430,301	13,543,337
営業利益又は営業損失(△)(千円)	663,957	975,125	774,443
経常利益又は経常損失(△)(千円)	454,386	740,751	468,107
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	620,059	461,965	294,734
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	567.37	383.89	216.40
1株当たり配当金(円)	20.00	30.00	30.00
1株当たり純資産額(円)	2,084.75	2,449.29	2,643.86

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2026年2月28日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,508,000株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2024年2月期	2025年2月期	2026年2月期
始 値	1,632 円	2,498 円	2,403 円
高 値	2,904 円	2,580 円	3,165 円
安 値	1,596 円	1,943 円	2,113 円
終 値	2,500 円	2,410 円	2,892 円

(注) 各株価は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	2026年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	2,990 円	2,890 円	2,813 円	2,805 円	2,843 円	2,930 円
高 値	3,140 円	2,890 円	3,000 円	2,848 円	2,998 円	3,015 円
安 値	2,860 円	2,731 円	2,805 円	2,780 円	2,818 円	2,930 円
終 値	2,892 円	2,800 円	2,805 円	2,834 円	2,980 円	3,015 円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
2. 2026年7月の株価については、2026年7月7日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年7月7日
始 値	2,998 円
高 値	3,015 円
安 値	2,995 円
終 値	3,015 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第5回新株予約権及び第6回新株予約権の発行

払 込 期 日	2025年5月7日
発行新株予約権数	2,900 個 第5回新株予約権：2,000 個 第6回新株予約権：900 個
発 行 価 額	総額 6,929,700 円 (第5回新株予約権1個につき2,550 円、第6回新株予約権1個につき2,033 円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	745,729,700 円 (差引手取金概算額 728,547,646 円) (内訳) 第5回新株予約権 新株予約権発行による調達額： 5,100,000 円 新株予約権行使による調達額：486,800,000 円 第6回新株予約権 新株予約権発行による調達額： 1,829,700 円 新株予約権行使による調達額：252,000,000 円
募集時における 発行済株式数	1,208,000 株
募集時における 潜在株式数	290,000 株 (新株予約権1個につき100 株) 第5回新株予約権 200,000 株 第6回新株予約権 90,000 株

募集後における 発行済株式数	1,498,000株
割当先	三田証券株式会社 第5回新株予約権 2,000個 当社代表取締役松本俊人氏 第6回新株予約権 900個
現時点における 行使状況	第5回新株予約権 200,000株 (残新株予約権数0個) 第6回新株予約権 90,000株 (残新株予約権数0個)
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	728百万円
発行時における 資金使途	不動産開発資金(428百万円) M&A又は戦略的提携のための成長投資資金(300百万円)
発行時における 支出予定時期	2025年5月から2028年5月
現時点における 充当状況	不動産開発資金として428百万円を充当済みです。 M&A又は戦略的提携のための成長投資資金として139百万円を充当済みです (なお、現在、当社グループでは、複数のM&A又は戦略的提携案件につき検討を順次進めており、未充当のM&A又は戦略的提携関連資金160百万円につきましては、第6回新株予約権の支出予定時期である2028年5月までを目標として、案件が成立又は確定し次第、M&A又は戦略的提携関連資金として充当予定です。)

株式会社アズ企画設計第7回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社アズ企画設計第7回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2026年7月31日

3. 割当日

2026年7月31日

4. 払込期日

2026年7月31日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式150,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は100株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「**株式分割等**」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(3)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,500個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり4,240円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年7月14日から2026年7月16日の間のいずれかの日（以下「**条件決定日**」という。）において、第18項に定める方法と同様の方法で算定された結果が同額を上回る場合には、条件決定日にかかる算定結果に基づき決定される金額とする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初3,050円とする。但し、行使価額は第10項に定める修正及び第11項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）から起算して10取引日（以下に定義する。）目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降第12項に定める期間の満了日まで、本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、本新株予約権の行使が、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が2026年7月8日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整する。）（以下「**発行決議日終値**」という。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。

「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「**修正日**」とは、各行使価額の修正につき、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

(2) 行使価額は1,508円（但し、第11項の規定に準じて調整を受ける。その場合、第11項にて「行使価額」とあるのは「**下限行使価額**」と読み替える。）（以下「**下限行使価額**」という。）を下回らないものと

する。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**新株発行等による行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{既発行} & & \text{新発行・処分} \\ & & & & \text{株式数} & + & \text{株式数} \\ & & & & & & \times \\ & & & & & & \text{1株当たりの払} \\ & & & & & & \text{込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たりの時価}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & & \end{array}$$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする報酬（譲渡制限付株式報酬制度及び株式交付信託制度に基づく発行又は処分を含む。）として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）

む。)の取得と引換えに下記第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) ① 当社は、本新株予約権の発行後、本号②に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「**配当による行使価額調整式**」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

②「**1株当たりの配当**」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目以降これを適用する。

- (4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (5) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与える

ための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(6) 上記第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年8月3日から2029年8月3日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1)当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 川口支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

株式会社アズ企画設計第8回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社アズ企画設計第8回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2026年7月31日

3. 割当日

2026年7月31日

4. 払込期日

2026年7月31日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式150,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は100株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「**株式分割等**」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(3)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予

約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,500個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり560円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年7月14日から2026年7月16日の間のいずれかの日（以下「**条件決定日**」という。）において、第18項に定める方法と同様の方法で算定された結果が同額を上回る場合には、条件決定日にかかる算定結果に基づき決定される金額とする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初3,500円とする。但し、行使価額は第10項に定める修正及び第11項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）から起算して10取引日（以下に定義する。）目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降第12項に定める期間の満了日まで、本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、本新株予約権の行使が、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が2026年7月8日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整する。）（以下「**発行決議日終値**」という。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。

「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

「**修正日**」とは、各行使価額の修正につき、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

(2) 行使価額は1,508円（但し、第11項の規定に準じて調整を受ける。その場合、第11項にて「行使価額」とあるのは「**下限行使価額**」と読み替える。）（以下「**下限行使価額**」という。）を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修

正後の行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**新株発行等による行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & \text{既発行} & & \text{新発行・処分} & & \text{1株当たりの払} \\ & & & \text{株式数} & + & \text{株式数} & \times & \text{込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たりの時価}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & & & \end{array}$$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする報酬（譲渡制限付株式報酬制度及び株式交付信託制度に基づく発行又は処分を含む。）として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場

合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) ① 当社は、本新株予約権の発行後、本号②に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「**配当による行使価額調整式**」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1\text{株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

②「**1株当たりの配当**」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目以降これを適用する。

- (4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (5) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用

する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(6) 上記第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年8月3日から2029年8月3日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1)当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 川口支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

株式会社アズ企画設計第9回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社アズ企画設計第9回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2026年7月31日

3. 割当日

2026年7月31日

4. 払込期日

2026年7月31日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を株式会社ヒトプランに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式75,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は100株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「**株式分割等**」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(3)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予

約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

750個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり300円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年7月14日から2026年7月16日の間のいずれかの日（以下「**条件決定日**」という。）において、第18項に定める方法と同様の方法で算定された結果が同額を上回る場合には、条件決定日にかかる算定結果に基づき決定される金額とする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、4,000円とする。但し、行使価額は第11項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**新株発行等による行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

調整後
行使価額

=

調整前
行使価額

×

既発行
株式数

+

新発行・処分
株式数

×

1株当たりの払
込金額

1株当たりの時価

1株当たりの払
込金額

既発行株式数

+

新発行・処分株式数

- (2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする報酬（譲渡制限付株式報酬制度及び株式交付信託制度に基づく発行又は処分を含む。）として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) ① 当社は、本新株予約権の発行後、本号②に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「**配当による行使価額調整式**」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

②「1株当たりの配当」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日（以下に定義する。）目以降これを適用する。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

(4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(5) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(6) 上記第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年8月3日から2029年8月3日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口

座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社埼玉りそな銀行 川口支店

21. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上